会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第55号
令和5年4月6日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（公印省略）

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

標記の件につきまして、埼玉県保健医療部長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記の点についてご留意いただき、改めて貴会管下会員へご周知くださいますようお願いいたします。

記

1．令和4年度の診療報酬改定において保険適用の対象となるのは、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギーになりますので、その他のアレルギー疾患は対象となりません。

2．保険医療機関の主治医と学校医または嘱託医が同一の場合は算定できません。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

埼玉県八潮医師会
収受
5.4.-7
第36号

疾第３４０８－１号
令和５年３月３１日

一般社団法人　埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（　公　印　省　略　）

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
生活管理指導表の保険適用について（通知）

アレルギー疾患対策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和４年度診療報酬改定において、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者である乳幼児・児童生徒等が通園又は通学する学校等の学校医等に対してアレルギー対応を適切に進めるに当たって必要な情報（生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりました。

保険適用となった令和４年４月１日から１年が経過するに当たり、「管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減を図る。」との本改訂の趣旨について、改めて貴会会員への周知をお願いするとともに、より一層の御理解賜りますようお願いいたします。

【添付資料】
１．保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
　　保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の保険適用について
２．保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
　　学校生活管理指導表の保険適用について

担　当：総務・疾病対策担当　吉岡
電　話：０４８－８３０－３５９８
E-mail：a3590-05@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和４年４月７日

各　都道府県
　　市区町村　保育担当部局 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の保険適用について

今般、令和４年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者又は食物アレルギー患者である乳幼児（保険医療機関が交付する保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）のアナフィラキシーありに該当する患者又は食物アレルギーありに該当する者（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びＩｇＥ抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。以下「アレルギー疾患を有する乳幼児」という。））の在籍する保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）（以下「保育所等」という。）の嘱託医に対して、その乳幼児のアレルギー対応を適切に進めるに当たって必要な情報（管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせします。

保育所等におけるアレルギー疾患への対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成29年度改訂版）等を踏まえ、医師の診断に基づき、管理指導表を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患を有する乳幼児について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各保育所等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記に御留意の上、御対応いただきますようお願いします。

各市区町村におかれては、今般の診療報酬改定の趣旨も踏まえ、アレルギー疾患を有する乳幼児への適切な対応に努めていただくよう、本事務連絡の内容について管内の保育所等への周知をお願いします。

記

１．管理指導表の保育所等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表等の発行については、保護者が医療機関から管理指導表等の発行を受け、保育所等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と嘱託医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、アレルギー疾患を有する乳幼児が在籍する保育所等の名称を医療機関に伝える必要があること。

２．嘱託医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して保育所等に交付される管理指導表等は、当該保育所等の嘱託医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、嘱託医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

○本件についての問合せ先
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（内線 4846）

（別紙）

１.診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第54号）（抜粋）

○別表第一　医科診療報酬点数表
（第２章第１部第１節 医学管理料等）
区分Ｂ００９ 診療情報提供料（Ｉ） 250点
注７ 保険医療機関が、児童福祉法第６条の２第３項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の６第２項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第１項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者１人につき月１回に限り算定する。

２．診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和４年３月４日保医発0304第１号）（抜粋）

○別添１　医科診療報酬点数表に関する事項
（第２章第１部第１節 医学管理料等）
区分Ｂ００９ 診療情報提供料（Ｉ）
(17) 「注７」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びＩｇＥ抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者（18歳に達する日以後最初の３月 31 日以前の患者をいう）が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。
　なお、アナフィラキーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあっては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。
　ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。
(18) 「注７」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第 39 条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第６項に規定する認定こども園、児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内

保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

(19) 「注７」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。

(20) 「注７」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。

事　務　連　絡
令和４年４月１日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課　御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

今般、令和４年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等（学校教育第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）の学校医（幼稚園における園医を含む）に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせいたします。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂、発行：公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成26年度、発行：文部科学省）等を踏まえ、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー（保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は

明らかな症状の既往及びＩｇＥ抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。））に該当する患者について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各学校等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記にご留意の上、ご対応いただきますようお願いします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いします。

記

１．管理指導表の学校等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要があること。

２．学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線 2070）

（別紙）

１.診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和４年厚生労働省告示第 54 号)
（抜粋）

○別表第一　医科診療報酬点数表
（第２章第１部第１節 医学管理料等）
区分Ｂ００９ 診療情報提供料（Ⅰ） 250 点
注７ 保険医療機関が、児童福祉法第６条の２第３項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第 56 条の６第２項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第 39 条第１項に規定する保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（大学を除く。）等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者１人につき月１回に限り算定する。

２．診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）
（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）（抜粋）

○別添１　医科診療報酬点数表に関する事項
（第２章第１部第１節 医学管理料等）
区分Ｂ００９ 診療情報提供料(Ⅰ)
(17) 「注７」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びＩｇＥ抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者（18 歳に達する日以後最初の３月 31 日以前の患者をいう）が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。
なお、アナフィラキーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあっては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。
ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。
(18) 「注７」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第 39 条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第６項に規定する認定こども園、児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第 10

項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

(19) 「注７」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。

(20) 「注７」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。